

# JTG 証券 ストラテジー・レポート

## AT1 証券のベイルイン・トリガーの解説(2) - 米国 AT1 証券のベイルイン制度・リスク -

経済調査室 上田 祐介  
チーフ・インベストメント・  
ストラテジスト

### [本レポートのサマリー]

#### 1. 本レポートの目的

- 本レポートでは、米国における AT1 証券のベイルインに関連した規制上の評価点や、制度に関連した税務リスクなどについて解説する。

#### 2. 米国 AT1 証券のベイルイン関連規制

- 米国の AT1 証券などを用いた損失吸収は、すべて法定 (statutory) アプローチ。
- 米銀の破綻認定時には、連邦預金保険公社 (FDIC) のレシーバー (管財人) シップ制度によって、破綻銀行の持株会社を法的に破綻、FDIC が管財人として既存規制資本 (優先株や劣後債) の価値を減損させ、その後に公的資金を注入する制度設計。
- 米銀の AT1 証券には、目論見書に契約条項としてのベイルイン規定は記載されない (法定アプローチに関する注意喚起文言は掲載)。
- 米銀 AT1 証券の定性 (PONV) トリガーは、契約条項ではなく、法定の破綻処理枠組みに委ねられている。
- 米銀の AT1 証券は、破綻処理開始 (=PONV 到来) 時には他の株主資本とともに法定の順序で全額消滅するか損失吸収。
- 米銀に対する破綻前の公的資金注入の可能性: 現在、恒久的な支援制度はなく、米国の金融機関には破綻前の予防的な公的資金注入を期待できない。

#### 3. 米銀 AT1 証券に特有の税務リスク

- 米銀の AT1 証券は、優先株式として発行
- 国内の個人投資家が米国の AT1 証券に投資する場合には、「上場廃止リスク」が「税務悪化リスク」に直結し、問題となる可能性。
- 上場株式 : 申告分離課税、損益通算可、税率で有利
- 非上場株式 : 総合課税、通算制限、税務コスト高

## JTG 証券 ストラテジー・レポート

## AT1 証券のベイルイン・トリガーの解説(2)

## - 米国 AT1 証券のベイルイン制度・リスク -

JTG 証券 チーフ・インベストメント・ストラテジスト 上田 祐介

## 1. 本レポートの目的

本レポートでは、米国における AT1 証券のベイルインに関連した規制上の評価点や、制度に関連した税務リスクなどについて解説する。

## 2. 米国 AT1 証券のベイルイン関連規制

## ① 規制上の位置付け

米国の AT1 証券などを用いた損失吸収は、すべて法定 (statutory) アプローチ

米銀の破綻認定時には、連邦預金保険公社 (FDIC) のレシーバー (管財人) シップ制度によって、破綻銀行の持株会社を法的に破綻、FDIC が管財人として既存規制資本 (優先株や劣後債) の価値を減損させ、その後に公的資金を注入する制度設計

米銀の AT1 証券には、目論見書に契約条項としてのベイルイン規定は記載されない (法定アプローチに関する注意喚起文言は掲載)

米銀 AT1 証券の定性 (PONV) トリガーは、契約条項ではなく、法定の破綻処理枠組みに委ねられている

米国ではそもそも、バーゼル III 規制に基づく実質破綻認定時 (PONV 要件発生時) において、「法定 (statutory) アプローチ」が採られており、契約上の明示的トリガー条項は要求されていない。すなわち、米銀の破綻認定時には、Dodd-Frank 法による連邦預金保険公社 (FDIC) のレシーバー (管財人) シップ制度によって、破綻銀行の持株会社を法的に破綻させた上で、FDIC が管財人として引受けその権限で既存規制資本 (優先株や劣後債) の価値を減損させ、その後に公的資金を注入する制度設計となっている。このため、AT1 証券に契約上の PONV 条項が無くても、実質的にベイルインが行われる体制と制度が組み込まれている。

この結果、米国では AT1 証券だけを対象としてベイルインが生ずる「ゴーイング・コンサーン・イベント」が他の債券に先行して生ずる可能性はない。破綻時には必ず破綻認定 (PONV の到来) が行われており、銀行持株会社が発行した Tier2 債、TLAC 債なども必ず同時にデフォルトし、額面減額や普通株式転換の対象となる。

## ② AT1 証券の構造と目論見書例 (JP モルガンの AT1 証券の場合)

JP モルガンなど米国の G-SIB では、AT1 資本として他地域のような永久債ではなく優先株式を発行する。これは米国の FDIC が定めた公式なルールにより、優先株でしか発行できない<sup>1</sup>ためである。このため、他地域の AT1 証券のように CET1 比率などの規制自己資本比率が低下しても普通株転換や額面の減額が自動的に発生することはなく、PONV 後の最終的な清算・破綻処理時に劣後することにより損失を吸収するのが、米国特有の制度となっている。

JP モルガンの AT1 優先株の発行目論見書でも、規制当局の裁量以外に強制転換される条件は特に規定されていない (利払停止や償還制限のみが資本性証券の特徴となっている)。このように、米銀の PONV トリガーは、契約条項ではなく、法定の破綻処理枠組みに委ねられている点が特徴となっている。

<sup>1</sup> FDIC (連邦預金保険公社) の「[Capital Examination Manual \(Section 2.1\)](#)」において定められた米銀の Additional Tier 1 (AT1) 資本要件は以下; “Additional tier 1 capital includes qualifying noncumulative perpetual preferred stock …” (AT1 資本として適格なのは「非累積永続優先株式」)

米銀のAT1証券は、破綻処理開始(=PONV到来)時には他の株主資本とともに法定の順序で全額消滅するか損失吸収

米銀に対する破綻前の公的資金注入の可能性  
2008年にはTARPという臨時プログラムで破綻前の公的資金注入を実施  
同制度は現在は失効。

現在、恒久的な支援制度はなく、米国の金融機関には破綻前の予防的な公的資金注入を期待できない

米銀のAT1証券は、優先株式として発行

国内の個人投資家が米国のAT1証券に投資する場合には、「上場廃止リスク」が「税務悪化リスク」に直結し、問題となる可能性

### ③ PONV とその他トリガーの違い

米国の場合、契約上のPONVトリガーや数値トリガーが存在しないこと自体が他国との大きな違いとなっている。AT1証券(優先株)は経営健全時には普通株に転換されず、発行体が存続する限り額面も減らない一方、破綻処理開始(=PONV到来)時には他の株主資本とともに法定の順序で全額消滅するか損失吸収する仕組みだ。

このため、JPモルガンのAT1証券にも、他地域のように「CET1比率がXX%になったらベイルイン」といった数値基準による早期の減損条項も存在しない。米国の当局(FRB・FDIC)の破綻処理は、既存資本の法定ベイルインを前提としており、バーゼルIII規制が想定する契約型のトリガーとは、まったく異なるアプローチをとっている。

### ④ 米銀に対する破綻前の公的資金注入の考え方

過去(2008年)のリーマンショック時には、米政府は、TARP(Troubled Asset Relief Program)という臨時のプログラム<sup>2</sup>に基づき、Fannie Mae や Freddie Mac、巨大銀行などに対して優先株式や資産購入などによる公的資本の注入を実施した。このプログラムは、破綻前に公的資金を注入することで、金融危機の連鎖を回避するという救済目的で半強制的に監督官庁の側から実施された。この一時的な緊急立法による特例の公的資金注入は、リーマンショック後の不況下にある米国で大きな社会問題となり、ウォール街の閉鎖運動なども行われた。この時の反省を活かして、バーゼルIII適用後の米国の銀行監督制度は大幅に再編されることとなった。

この結果、米国には、現行の制度として恒久化された「破綻前資本注入制度」は存在せず、基本は破綻処理後にFDICが管財人として介入するレシーバーシップ制度が中心となっている。このため、米国の金融機関のAT1証券への投資を行う場合に、破綻前の予防的な公的資金注入を期待することは適切ではない、と考えられる

## 3. 米銀AT1証券に特有の税務リスク

以下で、米銀AT1証券に関する税務リスクについて、弊社の考え方を示す。ただし、弊社では正確性を期すべく努力を行っているが、内容の正確性は保証しない。実際の税務においては、各当事者が信頼できる税務アドバイザーにご確認いただきたい。

他地域のAT1証券が永久「債券」として発行されているのに対し、米国やカナダなどのAT1証券は優先「株式」として発行されている。このため、国内の個人投資家が米国のAT1証券に投資する場合には、「上場廃止リスク」が問題となる。これは、米銀発行のAT1証券(優先株)は、上場か非上場かによって、日本の課税扱い(配当課税・譲渡課税・償却時損失認定)に重大な違いが生ずるためだ。

<sup>2</sup> TARPの実施根拠法である「緊急経済安定化法(Emergency Economic Stabilization Act of 2008, EESA)」は2008年10月3日に制定され、§101-116(TARP本体)において財務省に最大7,000億ドルの枠を与え、不良資産の購入・保証・注入を可能とすることが規定されていた。同法上で財務省は2010年10月3日以降には新たな資産購入契約を締結しないと定めており、事実上この時点で同プログラムに基づく新規支援権限は失効している。ただし、法の枠組み自体は現在も存在。

上場株式 : 申告分離課税、損益通算可、税率有利<sup>3</sup>  
 非上場株式 : 総合課税、通算制限、税務コスト高<sup>4</sup>

**上場株式 :**

申告分離課税、損益  
通算可、税率で有利

**非上場株式 :**

総合課税、通算制限、  
税務コスト高

したがって、日本の個人投資家にとっては、「米国での上場維持が続いているかどうか」が、税務上の分岐点となり、投資継続判断における極めて重要なポイントとなりうる（機関投資家は除く）。

発行残高が多く、部分コールも行われていない米銀の AT1 証券の場合には、上場が維持されやすい。しかし、発行額が少なかったり、部分コールや買戻し償却などにより残高が減ったりしている AT1 証券の場合には、上場維持コストを節約するために、当該 AT1 証券が上場廃止となったケースが、過去にも存在した。

仮に上場廃止となった場合には、以下の税務リスクが発生することとなる。

**(1).分配金(配当)課税:**

非上場株式としての配当は、「上場株式等に対する申告分離課税」の優遇対象外とされるため、日本国内での税負担が大幅に上昇する可能性がある。

(i) 上場株式扱い(米国証券取引所などに継続上場)

課税区分:「上場株式等に係る配当所得」(申告分離課税)の場合;

- 税率:20.315%(所得税 15.315%+住民税 5%)
- 配当控除:対象外(外国株式のため)
- 外国税額控除:あり(米国源泉税は 10%~15%、日米租税条約適用下)
- 損益通算:上場株式の譲渡損失と通算可能

(ii) 上場廃止により非上場株式となった場合;

課税区分:「非上場株式等の配当所得」(総合課税 or 申告分離課税選択不可)

- 税率:総合課税にて累進税率(最大 55%)
- 配当控除:なし(外国法人からの配当)
- 外国税額控除:あり(米国源泉税控除可)
- 損益通算:譲渡損との通算不可

**(2).譲渡益(キャピタルゲイン)課税の違い**

(i) 上場株式の場合

課税区分:「上場株式等に係る譲渡所得」(申告分離課税)

- 税率:20.315%
- 損益通算:他の上場株式の損益と通算可能
- 損失繰越控除:3年間可能
- 租税条約との関係:米国では「資本利得非課税」原則(条約第 13 条)  
日本でのみ課税(米国非課税)

<sup>3</sup> “第 10 非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収事務”、国税庁

<sup>4</sup> “タックスアンサー「No.2884 非居住者等に対する源泉徴収・源泉徴収税率」”、国税庁

## (ii) 非上場株式の場合

課税区分:「非上場株式の譲渡所得」(総合 or 分離)

- 税率:状況により異なる(原則は総合課税)
- 通算:非上場株式同士でないと通算不可
- 損失繰越:不可または限定的
- 租税条約との関係:同様に米国では非課税(売却益は日本のみ課税)

## (3).償還・減損(PONV 償却)時の取扱い

米銀が破綻し、AT1 証券が PONV 条項により償却された場合(投資家にとっては実質的な元本喪失)の、日本での同損失に係る税務認識;

## (i) 上場株式(雑所得 or 譲渡損失)

- 雑損失ではなく、譲渡損失として損益通算可能
- 損失繰越控除(3年間)あり
- 課税上の損失として計上しやすい

## (ii) 非上場株式

- 原則として譲渡損ではなく「評価損・除却損」扱い
- 一般には雑損失や所得控除にはならず、税務上損金不算入となる可能性も
- 法人の場合は除却損処理が可能

## (4). その他の留意点

項目	上場株式 (米国 AT1 が 上場中)	非上場株式 (上場廃止 後)
NISA 口座での運用	可能 (NISA 対象銘柄)	不可 (除外)
特定口座 (源泉徴収)	対応可能	一般口座のみ対応
国外送金等調書	必要 (100 万円以上)	同左

## 無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

### ○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

#### ■ムーディーズ・レーティングスについて

格付会社グループの呼称等について  
格付会社グループの呼称：ムーディーズ・レーティングス(以下「ムーディーズ」と称します。)  
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について  
ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>))の「規制関連」タブの下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付関連」の欄に掲載されております。

#### 信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・レーティングスの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的の問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

#### ■S&P グローバル・レーティングについて

格付会社グループの呼称等について  
格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング(以下「S&P」と称します。)  
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング株式会社(金融庁長官(格付)第5号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について  
S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.spglobal.com/ratings/jp/index>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」(<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>)に掲載されております。

#### 信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものではなく、債務の市場流動性及び流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけ十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合のみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査、デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

#### ■フィッチ・レーティングスについて

格付会社の呼称について  
格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」と称します。)  
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について  
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.fitchratings.com/ja>)の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」(<https://www.fitchratings.com/ja/regulatory>)の「信用格付の前提、意義及び限界」に掲載されております。

#### 信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明についてはフィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2024年6月25日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

## Disclaimer

本資料は、Jトラストグローバル証券(以下、JTG 証券)が本資料を受領されるお客様への情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の有価証券又は金融商品の売買の推奨・取引・勧誘・申込みを目的としたものではありません。

### 開示事項

本資料の作成及び配布は JTG 証券が行っております。

JTG 証券では調査部門の活動(リサーチ・レポート作成、リサーチ情報の伝達を含む)に関する適切な基本方針と手順等、組織上管理上の制度について、日本証券業界によるアナリスト・レポートに関する自主規制に準拠した内部ルールと管理プロセスを整備しています。

JTG 証券はリサーチ部門・他部門間の活動及び/又は情報の伝達、並びにリサーチ・レポート作成に関する適切な基本方針と手順等、組織上管理上の制度について、日本証券業界によるアナリスト・レポートに関する自主規制に準拠した内部ルールと管理プロセスを整備しています。

JTG 証券では、所属するアナリスト及びその家族が、当該アナリストの担当カバレッジに属するいずれの企業の株式も保有することを禁じられています。また、本リサーチ・レポートが公開される前後 3 か月間に、本リサーチに関連する金融商品を個人的に取引することも禁じています。

### アナリストによる証明

本レポート表紙に記載されたアナリスト(以下、同アナリスト)は、本レポートに記載した見通し・評価・分析等の内容が、分析対象銘柄の発行企業及びその証券に対する同アナリスト個人の見解に一致していることを証明いたします。また、本レポート内で特定の判断もしくは見解を表明する見返りとして、いかなる報酬も一切受領しておらず、受領する予定もないことを合わせて証明いたします。

### 免責事項

本資料内で JTG 証券が言及した全ての記述は、公的に入手可能な情報のみに基づいたものです。本資料の作成者は、インサイダー情報の入手・使用を禁じられています。

本資料に含まれる情報は、弊社が正確かつ信頼できると考える情報に基づき、正確性と信頼性を担保することを目標として作成していますが、その正確性、信頼性が客観的に検証しておりません。本資料内で JTG 証券以外の外部サイトのインターネット・アドレスを参照していることがございますが、リンク先の内容・正確性について JTG 証券は一切責任を負いません。本資料はお客様が必要とする全ての情報を網羅することを意図したものではありません。

JTG 証券は本資料に掲載された情報の正確性・信頼性・完全性・妥当性・適合性について、いかなる保証を表明しておりません。また、JTG 証券は、本資料の論旨と一致しない他の資料を発行している場合があり、又は今後発行する場合があります。

本資料に示したすべての内容は、本資料発行時点において JTG 証券が入手可能な範囲で最新の評価や判断を示しておりますが、本資料に含まれる情報は金融市場や経済環境の変化等のために最新の内容ではない可能性があることをご認識ください。JTG 証券では、本資料内に示した見解は予告なしに変更することがあります。また、JTG 証券は本資料内に含まれる情報及び見解を更新する義務を負うものではありません。

本資料で直接的又は間接的に言及・例示・評価・推奨している有価証券や金融商品は、市場価格の変動や発行体の財務状況の変化、経済環境の変化や経営判断、同証券や発行体に関わる外部評価の変化、金利や為替などの市況変動などの影響など、様々な要因により投資元本を割り込むリスクがあります。

本資料の作成にあたり、JTG 証券では本資料を受領される個々のお客様の財務状況、ニーズもしくは投資目的を考慮しておりません。このため、本資料で言及されている有価証券や金融商品、市場見通し、投資戦略などは全てのお客様にとって適切なものであるとは限りません。お客様の投資に当たっては、ご自身の判断により投資評価や投資戦略を評価し、本資料に記載されている有価証券又は金融商品に関して投資・取引を行う際には、専門家やファイナンシャル・アドバイザーにご相談ください。

お客様による最終的な投資判断は必ずお客様自身によりなされなければならず、投資によって生じたいかなる結果につきましても、一切の責任はお客様にあります。JTG 証券は、本資料を直接的にまたは間接的に入手したお客様が、本資料を参照した結果として生じたいかなる事象(直接・間接の損失、逸失利益及び損害、その他の状況)についても一切の法的責任を負いません。

本資料は、お客様に対し税金・法律・投資上のアドバイスとして提供する目的で作成されたものではありません。法律・制度・税金・会計等につきましては、お客様ご自身の責任と判断で専門家にご相談ください。

本資料に過去の投資パフォーマンスや過去データに基づく分析が示されていたとしても、これらは将来の投資パフォーマンスを確定的に予測したり、保証するものではありません。特に記載のない限り、本資料に含まれる将来予想は、アナリストが適切と判断した材料に基づく本資料公表時点におけるアナリストの予想であり、実現値とは異なることがあります。JTG 証券では、将来の投資パフォーマンスやリスクについての参考情報や見通しを示すことがありますが、いかなる観点でも、これを保証するものではありません。

本資料の作成アナリストによる投資・保有禁止に関わらず、JTG 証券及び社員は、本資料で言及された有価証券等や関連するエクスポージャーを、自己の勘定もしくは他人の勘定で取引もしくは保有する可能性があります。また、本資料で示された投資判断に反する取引を行うことがあります。本資料のご活用にあたりましては、お客様と JTG 証券並びにその社員との間で、利益相反が起りうることにご注意ください。

本資料は、日本国内に限定して配付致します。

間接的に海外で入手されるような事態が生じた場合があったとしても、JTG 証券では諸外国の法制度や規制に対応する責任を負いません。

Copyright JTG 証券 Co. Ltd. All rights reserved.

本資料は JTG 証券の著作物であり、著作権法により保護されております。

JTG 証券の書面による事前の承諾なく、本資料の全部もしくは一部を変更、複製・再配布し、もしくは直接的又は間接的に第三者に交付することはできません。

東京都渋谷区恵比寿 4-20-3

恵比寿ガーデンプレイスタワー7 階

Jトラストグローバル証券株式会社 経済調査室

## ご投資にあたって

本資料に記載の内容を参考にしてお取引をされる場合、商品毎に以下の手数料等をご負担いただきます。

### 【上場株式等】

店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式(売買単位未満を除く)の場合は約定代金に対して最大1.1524%(税込)(但し約定代金の1.1524%(税込)に相当する額が3,300円(税込)に満たない場合は3,300円(税込)の委託手数料をご負担いただきます。

### 【投資信託】

投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費等をご負担いただきます

### 【債券等】

債券等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます。また、外貨建ての債券の場合、円貨と外貨を交換する際には外国為替市場の動向を踏まえて当社が決定した為替レートによるものとしてします。

## 高リスク商品のお取引における注意事項

### 【投資不適格債券】

一般的に投資適格債券と比較して利回りが高い一方で、価格変動が大きく、また、信用リスクをはじめとした各種リスクが高い商品です。

### 【劣後債】

企業が発行する社債の一種で、発行体の倒産・清算時における元利金の支払順位(債務弁済順位)が一般債務よりも低く、リスクが高い債券です。劣後債の中には償還期限の定めがないものもあり、「永久劣後債」と呼ばれます。また、「新型劣後債」や「実質破綻時債務免除特約付」の場合には、発行体または発行体が債務弁済の保証をする子会社の金融機関等の自己資本比率が一定の水準を下回った場合や監督当局の決定などにより、強制的に元本が削減されたり株式に転換されたりする特性があります。

## 投資リスクについて

各商品等には、株式相場、為替相場、金利水準、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者の信用状況(財務・経営状況含む)の悪化等、それらに関する外部評価の変化等により損失が生じるおそれ(元本欠損リスク)があります。

商品毎に手数料及びリスク等は異なりますので、当該商品の目論見書または契約締結前交付書面をよくお読みください。

Jトラストグローバル証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号

貸金業者登録番号 東京都知事(1)第31946号

加入協会:日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会